

南 区 公 告 第 155 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 24 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	NGUYEN NHAT LINH
送 達 す る 書 類 名	国民健康保険料等 還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区 公 告 第 156 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 24 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	EYOBO EMMANUEL GORA
送 達 す る 書 類 名	国民健康保険料等 還付通知書	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から 起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区公告 第 157 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 24 日

横浜市南区長 高澤 和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	別紙のとおり
送達する書類名	国民健康保険料等 還付通知書	
	国民健康保険料等 充当通知書	

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

